

## 農業委員会だより



平成28年3月28日に「農業者等と農業委員と語る会」を垂水市役所3階の第1会議室で開催しました。農地集積や遊休農地対策等の協議題について、農業者・農業委員会・市農林課が積極的な議論を交わしました。

今回の意見交換会で出た意見を参考に、よりよい農地行政ができるよう努力して参ります。

耕作放棄地解消農地で収穫を行いました.....	1頁
農地中間管理事業について.....	2頁
平成28年度農作業標準賃金及び農作業料金について.....	3頁

【発行元・お問合せ先】

垂水市農業委員会事務局

鹿児島県垂水市上町114番地（垂水市役所内）

T E L : 0994-32-1111（内線232）

F A X : 0994-32-6625

Eメール : t\_nougyouinkai@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

## 耕作放棄地解消農地で収穫を行いました

平成28年5月2日に上野台地高城地区でバレイシヨの収穫を行いました。このバレイシヨは、平成28年1月27日に、耕作放棄地を市の農業委員が農機具を持ち寄って解消した12.5aの農地で栽培されたものです。

この取組は、市内にある耕作放棄地を農業委員会で少しでも解消しようと始めたもので平成26年からの3ヶ年で5筆約34.7aの耕作放棄地が解消されました。

今回収穫したバレイシヨの一部は市の給食センターに学校給食の食材として提供し、給食には農業委員が招待され、児童との交流も行われました。また、5月13日には市内の保育園児や幼稚園児72名がバレイシヨの収穫体験を行いました。

篠原静則農業委員会会長は、「これからも耕作放棄地の解消を始めとして、農地の有効活用に取り組んでいきたいと思っております。」と話していました。



上段：耕作放棄地解消作業

中段：バレイシヨの播種

下段：園児によるバレイシヨ収穫体験

### 農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、**年間60日以上農業に従事する、20歳以上60歳以下の、国民年金第1号被保険者**なら誰でも加入できる年金です。

- 80歳までの保証付き終身保険。
- 積立方式確定拠出型年金で自分が納めた保険料を将来自ら年金として受け取る仕組みです。
- 保険料は2万円～6万7千円まで千円単位で自由に選択可能。
- 税制上の優遇措置があり、掛金は全額社会保険料控除、受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 意欲ある担い手には、保険料の国庫補助もあります。

お問い合わせ、加入申込は農業委員会事務局までお問い合わせください。



# 農地中間管理事業について

農地中間管理事業は、「信頼できる農地の中間的受け皿」です。農地中間管理事業では、都道府県知事が監督する公的機関である農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手にまとまった形で農地を転貸する仕組みになります。地域の「人と農地」について、一度考えてみませんか。



～農地中間管理事業を活用すると次のようなメリットがあります～

## 地域集積協力金について

集落営農、大字、学区など、人・農地プランの作成・実行の為の実質的な話し合いの単位となっている「地域」の中にある農地を一定割合以上機構に貸し付けると、**地域集積協力金**が当該地域に支払われます。

当該地域内にある全ての農地に対して機構に貸し付けた農地の割合が	→	2割越5割以下の場合	10a当たり1.5万円
	→	5割越8割以下の場合	10a当たり2.1万円
	→	8割越～の場合	10a当たり2.7万円

## 経営転換協力金について

農業部門の減少による経営転換や離農のため、全ての自作地を機構に10年以上貸し付け、機構から受け手に貸し付けられると、**経営転換協力金**の交付対象となります。（遊休農地を所有していないなど、一定の条件があります。）

機構に貸し付けた農地の面積が	→	0.5ha以下の場合	30万円/戸
	→	0.5ha越2ha以下の場合	50万円/戸
	→	2ha越～の場合	70万円/戸



## 耕作者集積協力金について

現在自分で耕作している農地を機構に10年以上貸し付け、機構から受け手に貸し付けられると、**耕作者集積協力金**の交付対象となります。**平成28年度の交付単価は10aあたり1万円**です。（自作地と貸借地では交付対象者が異なるなど、交付には一定の条件があります。）

※協力金の交付要件はこのほかにもありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

鹿児島県農地中間管理機構（県地域振興公社）

電話：099-223-0223

垂水市農林課

電話：32-1224

垂水市農業委員会

電話：32-1205

# 平成28年度農作業標準賃金及び農作業料金について

平成28年度農作業標準賃金及び農作業料金は表のとおりです。ただし、あくまでも標準の金額ですので、作業内容や条件等、お互いによく話し合いの上、金額を決めてください。（耕賃、刈取、脱穀、籾乾燥は10アール当たりの単価です。）なお、平成27年度からの変更点は、赤字の最低賃金のみとなっております。

区分	種類		単価	備考
賃金	一般賃金 (8時間)	最高	6,000円	賄いなし 最低賃金が県最低賃金を下回った時は、県最低賃金の額と同一とする。
		最低	<b>5,552円</b>	
耕賃	耕起・耕耘のみ		7,200円	県最低賃金H27.10.8改定 時間額694円
	深耕（プラウ）		7,200円	
	プラソイラー		6,200円	
	サブソイラー	ハウス	7,200円	
		露地	6,200円	
	代かきのみ		7,700円	水田のみ
	耕起から代かき		14,900円	
	機械田植え		8,200円	
耕起から田植え		23,100円		
刈取	水 稲		8,200円	ヒモ代込み
脱穀	水 稲	ハーベスター	9,300円	結束つき
			7,700円	結束なし
		コンバイン	32,900円	刈り取りから籾乾燥まで
籾乾燥	水 稲		15,400円	
その他作業	薬剤散布 (10aあたり)	粉剤	2,600円	農薬代含まず
		液剤	3,100円	
	畦 畔 作 業		52円	1 m当たり

## 全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は週刊の農業総合専門紙です。農政解説・農業経営に関する情報や、暮らし・生活に役立つ話題を農業者の視点からお届けします。

全国農業新聞の購読申込は、各地区の農業委員又は農業委員会事務局までお問い合わせください。（毎週金曜日・月4回発行、購読料：700円/月）